

「税・社会保障シリーズ No.71」

2025 年 10 月 31 日
No.2025-025

3 年目を迎えたこども家庭庁への期待

— これまでの成果と取り組みを急ぐべき課題 —

調査部 上席主任研究員 池本美香

《要 点》

- ◆ 2023 年 4 月のこども基本法施行およびこども家庭庁発足から 2 年半が経過。こども基本法の施行後 5 年には見直しが行われるが、その折り返し地点を通過したといえる。そこで、これまでの成果と、対応を急ぐべき課題について整理した。
- ◆ こども家庭庁創設の成果としては、第一に、子どもの最善の利益実現の観点から、専業主婦（夫）家庭の子どもの保育保障、妊産婦の伴走型相談支援、こどもの居場所指針、こども性暴力防止法など、制度の充実が図られた。第二に、こども大綱の検討過程などで子どもの意見を聴く取り組みが急速に広まったこと、第三に、こども政策の財源が大幅に増え、あわせて使途の見える化が進んだことが指摘できる。
- ◆ 取り組みを急ぐべき課題としては、第一に、学校教育分野におけるこども基本法の趣旨に見合った見直しが指摘できる。具体的には、国連からも改善を勧告されている、過度に競争的なシステムを含むストレスの多い学校環境、および障害児が通常の学校・学級から分離される動きについて、海外動向も参照し改善が求められる。あわせて学校統廃合が子どもに及ぼす悪影響を考慮し、小規模校の積極的活用が期待される。
- ◆ 第二に、子どもの声が聴かれる制度づくりである。そこでは、子どもコミッショナーの国レベルでの設置、および、学校運営への生徒参加を制度的に保障することが期待される。加えて、日常的に子どもの声が聴かれる環境づくりとして、働き方の抜本的な見直しと、保育士等の配置基準の大幅な改善が求められる。
- ◆ 第三に、限られた財源の効果的活用である。具体的には、保育制度の一元化、効果的な政策立案のための統計の充実、学校施設等の空間の有効活用、子ども、保護者、教員など子どもと関わる大人、子どものために役立ちたいと考える市民や企業などへの情報提供の強化を急ぐべきである。

日本総研『Viewpoint』は、各種時論について研究員独自の見解を示したものです。

本件に関するご照会は、調査部・上席主任研究員・池本美香宛にお願いいたします。

Tel : 080-3608-9915
Mail : ikemoto.mika@jri.co.jp

「[経済・政策情報メールマガジン](#)」、[「X（旧 Twitter）」](#)、[「YouTube」](#)でも情報を発信しています。

本資料は、情報提供を目的に作成されたものであり、何らかの取引を誘引することを目的としたものではありません。本資料は、作成日時点で弊社が一般に信頼出来ると思われる資料に基づいて作成されたものですが、情報の正確性・完全性を保証するものではありません。また、情報の内容は、経済情勢等の変化により変更されることがあります。本資料の情報に基づき起因してご閲覧者様及び第三者に損害が発生したとしても執筆者、執筆にあたっての取材先及び弊社は一切責任を負わないものとします。



1. はじめに

2023年4月、子どもの権利条約の精神にのっとることを掲げた「こども基本法」が施行され、基本法をふまえてこども政策を推進する責任を持つ部局として「こども家庭庁」が発足してから2年半が経過した。こども基本法の附則では、**施行後5年を目途として、必要な方策について検討を加え、必要な措置を講ずる**としており、今はその折り返し地点を通過した時期といえる。本稿では、これまでのこども家庭庁創設の成果を確認するとともに、2年半後の基本法見直しに向けて、今後取り組みを急ぐべき課題について整理する。なお、こども家庭庁への期待については、別稿(池本〔2021〕)でも論じたが、改めて国内外の動向を参照し、目指すべき方向性を確認する。

2. こども家庭庁創設の成果

こども家庭庁創設の成果として評価できる点としては大きく3つ指摘できる。1つ目は、こども基本法に沿って制度の見直しが開始されたこと、2つ目は、子どもの意見を聴く取り組みが広がったこと、3つ目は、財源の確保と使途の見える化が進んだことである。以下、それぞれについて確認する。

(1) こども基本法に沿った制度の見直し

1つ目の成果はこども基本法に沿って制度の見直しが開始されたことである。わが国は1994年に**子どもの権利条約を批准**したものの、当時は、1989年の出生率が調査開始以来最低となった「1.57ショック」が注目され、こども施策については保育所整備など、仕事と子育ての両立支援に重点が置かれた。教育分野においても**文部省(当時)は、条約批准に伴って「教育関係について特に法令等の改正の必要はない」との通知¹を発出し**、その後も条約に沿った制度の見直しが十分に行われてこなかった。今般、権利条約の精神にのっとることが明記された基本法の施行をふまえ、こども家庭庁が「こどもまんなか社会」の実現を掲げ、**子どもの権利実現の観点から制度の在り方が検討されるようになったことは高く評価できる**。具体的な例としては、①保育制度の見直し、②妊産婦の伴走型相談支援、③こどもの居場所づくり推進、④子どもに対する性暴力防止、などがある。

① 保育制度の見直し

第一の具体例として、保育制度の見直しが進んだ。2001年に待機児童ゼロが掲げられてから20年以上、保育制度は女性活躍の観点から量的拡大に重点が置かれ、大量の施設整備が進められる一方で、量を優先しすぎるあまりに、保育施設における重大事故件数が増加を続けるなど、保育の質低下が課題となっていた。それがこども家庭庁創設により、保育施設における子どもの権利侵害の実態がまず確認され、質の確保へと舵が切られた。2023年5月、こども家庭庁と文部科学省より、子どもにとって**不適切な保育が行われている実態について調査結果²が公表された**。そして、1948年の基準制定時から変わっていなかった4、5歳児の**保育士配置基準が、2024年度から改善された**。保育士一人がみる子どもの数の国の基準を**30人から25人に減らす改善は、2015年度にスタートした子ども・子育て支援新制度において目標とされつつ実現していなかった項目であり、大きな前進である**。

保育の質確保に加えて、親の就労の有無にかかわらず、全ての子どもに保育を受ける権利が保障

¹ 「児童の権利に関する条約」について(1994年5月20日、文部事務次官通知)

² 「保育所等における虐待等の不適切な保育への対応等に関する実態調査」の調査結果について(2023年5月)

された。専業主婦（夫）家庭の子どもに保育所に通う権利を保障しようとする「**こども誰でも通園制度**」の導入である。保育所の利用は、戦後の制度発足当時から、共働きなどで保育に欠ける子どもに限られ、3歳未満の専業主婦（夫）家庭の子どもは原則利用できず、親子の孤立が長年問題となっていた。専業主婦（夫）家庭のためには、これまでも一時預かり事業があったが、これは「保護者の立場からの必要性」に対応するものであり、かつ事業を実施する自治体に国が補助するもので、実施していない自治体もあった³。これに対して誰でも通園制度は、「全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備する」ことを目的としており、2026年度から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付として全国の全ての自治体において実施されることとなっている。

2024年12月に公表された「保育政策の新たな方向性」（2026～2030年度）には、待機児童対策を中心とした「**保育の量の拡大**」から、「**地域のニーズに対応した質の高い保育の確保・充実**」と、「**全てのこどもの育ちと子育て家庭を支援する取組の推進**」に政策の軸を転換すると明記されている。

② 妊産婦の伴走型相談支援

第二の具体例は、**妊産婦の伴走型相談支援の導入**である。妊産婦の核家族化、近所づきあいの希薄化、高齢化などを背景に、新生児の虐待死や産後うつによる自殺などが問題となっていることから、妊産婦の不安や悩みに対する支援体制が強化された。2022年度補正予算から始まった「出産・子育て応援交付金事業」を2025年度から法律に基づく制度として実施する。給付と面談をセットで実施するもので、妊娠が確認されたら相談窓口で5万円の給付を受け、不安や困りごとの相談ができ、出産予定日の8週間前以降に妊娠している子どもの人数の届出を行うと、さらに5万円×人数分の給付があり、相談もできる。これらは**妊娠期から子どもの良質な成育環境を保障**しようとする取り組みとして評価できる。

③ こどもの居場所づくり推進

第三の具体例は、**こどもの居場所づくりに関する指針の策定**と、それをふまえた放課後児童クラブ運営指針の改訂である。子どもの居場所とは、放課後児童クラブ、児童館のほか、こども食堂、学習支援、不登校の支援などで、これまではばらばらに、主にNPO等によって支えられてきた取り組みである。これに対してこども家庭庁は、全てのこどもが、安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、様々な学びや、社会で生き抜く力を得るための糧となる多様な体験活動や外遊びの機会に接することができ、自己肯定感や自己有用感を高め、幸せな状態（Well-being）で成長し、社会で活躍していけるようにすることが重要だとして、居場所づくりを推進する。

こども家庭審議会に設置されたこどもの居場所部会での議論を経て、2023年12月に「こどもの居場所づくりに関する指針」が閣議決定された。指針では、「**こどもの声を聴き、こどもの視点に立ち、こどもとともにつくる居場所**」「**こどもの権利の擁護**」「**官民の連携・協働**」の重要性が確認され、脆弱な制度の下で子どもの権利侵害が生じかねない多様な居場所に対して、子どものウェルビーイング実現に向けた方向性を打ち出したことは評価できる。

この居場所づくり指針をふまえて、**放課後児童クラブ運営指針が改訂**され、2025年度より運用されている。放課後児童クラブについても、これまでは仕事と子育ての両立支援の観点から、待機児童ゼロや閉所時刻延長に向けた取り組みが中心となっていた。これに対して新たな運営指針では、子どもが放課後児童クラブでの**ルール等について意見を表明する機会**を持つこと、インクルージョン

³ 一時預かり事業を実施している市町村割合は、全国平均で81.5%、最も高い栃木県では96.0%、最も低い福島県では54.2%となっている（2024年10月1日現在）。

の観点から、社会的・文化的な困難を抱える子ども等へ必要な配慮を行うこと、自然に触れあいつながら過ごせる環境の確保など遊びを豊かにすることなど、子どもの権利条約に沿った質の確保について追記された。さらに第三者評価の実施、第三者評価の結果公表、評価の際にはこどもや保護者の意見を取り入れて行う、といった踏み込んだ記述となり、保育所と同様に、**量の拡大から質の確保へ政策の軸が転換**したことは高く評価できる。

④子どもに対する性暴力防止

第四の具体例は、2024 年 6 月の「こども性暴力防止法」の成立である。同法は、子どもを性暴力から守るために、保育施設、学校、放課後児童クラブなどで子どもと関わる人の性犯罪前科の確認を求める日本版 DBS の導入などを定めており、2026 年 12 月 25 日施行予定である。

（２）子どもの意見を聴く取り組み

こども家庭庁の２つ目の成果として、**子どもの意見を聴く取り組みが急速に広まった**ことが指摘できる。これは、こども基本法の基本理念（第 3 条の 3）に沿った取り組みである。2023 年度より、「こども若者★いけんぷらす」という子どもの意見聴取の事業が開始され、2024 年度は、こども家庭庁や各府省庁からの合計 22 テーマについて、延べ 1,895 名から意見を集めた。こども大綱の検討過程においては、小学生年代から 20 代のこども・若者、および子育て当事者から 4,000 件近い意見を集め、どのような意見があったか、それをどう反映したかの説明資料⁴も公表している。子どもが直接意見を伝えることができる会（オンライン）や子どものパブリックコメントに関して、チラシデータを学校ほか児童館、フリースクールなどの居場所を通じて周知したほか、動画や SNS でも周知を行った。職員が施設等に出向いての意見聴取なども行われた。こうした子どもの意見を聴く取り組みは、これまでほとんどなかったことであり、こども家庭庁の成果として特筆すべきである。

子どもの意見を聴くためには、**子どもに対するわかりやすい情報提供**が求められ、こども家庭庁は子ども向けのサイトの充実にも力を入れている。こどもをめぐる状況や政府が講じたこども施策の実施状況についてまとめたこども白書についても、子ども向けのやさしい版が作成されている。動画、SNS の活用、子ども向けのリーフレットや報告書の作成なども、新たな取り組みとして評価できる。

（３）財源の確保と使途の見える化

３つ目の成果は、**こども政策の財源が大幅に増え、それとあわせて使途の見える化が進んだ**ことである。「こども未来戦略」（2023 年 12 月 22 日閣議決定）において、総額 3.6 兆円規模の「こども・子育て支援加速化プラン」をとりまとめ、抜本的な給付拡充が行われることとなった⁵。財源として、子ども・子育て支援金制度が導入され、2026 年度から医療保険料と合わせて所得に応じた拠出が始まる。前述のこども誰でも通園制度や妊産婦の伴走型相談支援は、こうした財源確保によって実現した。

保育者の処遇改善について、2024 年の保育士等の人件費の引き上げ率は過去最大となり、あわせて処遇改善が確実に実施されているか、財政支出の使途の見える化も進められた⁶。2025 年度より、

⁴ こども家庭審議会基本政策部会（第 10 回、2023 年 11 月 17 日）資料 1-1 こども・若者、子育て当事者等の意見を聴く取組の実施結果及びフィードバックについて（案）

⁵ <https://www.cfa.go.jp/policies/kodomokosodateshienkin>

⁶ こども家庭庁公式アカウント「こども予算」を巡るいくつかのファクト②
(<https://kodomo-gov.note.jp/n/n67ca28bdc2c5>)

保育所等に対し、人件費引き上げ分の給付全額を賃金改善に充てなければ、他の支援も受けられない仕組みとし、賃金改善に充てていることの実績報告を求めるとともに、保育所等の給与状況をインターネットで公表するといった踏み込んだ取り組みを初めて行うこととなった。多額の予算確保自体を目的とするのではなく、現場で働く保育士の賃金に確実に届けることをゴールとするこうした取り組みは、高く評価できよう。

3. 取り組みを急ぐべき課題

このように、こども家庭庁創設から2年半、こども基本法に沿って新たな取り組みが進んでいる。もっとも、日本は条約批准から約30年間、子どもの権利実現の観点からの制度見直しが不十分であると、国連子どもの権利委員会から何度も勧告を受けており、いまだ残された課題は多い。こども基本法は施行後5年に見直しが予定されており、それまでの今後2年半に取り組みを急ぐべき課題を以下に整理する。課題は、1) 学校教育分野の取り組み強化、2) 子どもの声が聴かれる制度・環境づくり、3) 財源の効果的な使い方、の大きく3つである。

(1) 学校教育分野の取り組み強化

課題の1つ目は、学校教育分野の見直しである。学校教育の所管省庁は、こども家庭庁ではなく文部科学省だが、こども家庭庁は子どもに関わる政策全般に責任を持ち、司令塔としての役割を果たすことが期待されている。しかしながら、この2年半、こども基本法施行をふまえた学校教育分野の制度見直しの動きは弱く、**司令塔機能が十分に発揮できていない**。

学校教育については、1994年の子どもの権利条約批准から30年あまり、条約をふまえた検討が十分に行われてこなかった経緯がある。2001年には国連子どもの権利委員会より、条約をふまえた教育のあり方について改めて確認する文書⁷が発出されたが、**2006年の教育基本法の改正は、条約とは方向性の異なるもの**となった。

たとえば、2001年の国連の文書では、「教育を、子ども中心の、子どもにやさしい、かつエンパワーにつながるようなものにしなければならない」とあり、「知識を蓄積することに主たる焦点を当て、競争を煽り、かつ子どもへの過度な負担につながるようなタイプの教育は、子どもがその能力および才能の可能性を最大限にかつ調和のとれた形で発達させることを深刻に阻害する可能性がある」とされていた。これに対して、新教育基本法では、教育の目標（第2条）に「**公共の精神**に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養う」、「**伝統と文化を尊重**し、それらをはぐくんできた**我が国と郷土を愛する**」などが加えられ、子ども中心の教育への転換という方向が見えない。

条約批准時に「法令等の改正の必要はない」とした文部科学省の通知⁸についても、こども基本法の成立を契機に**通知を廃止することは考えていない**と、文部科学大臣が発言している⁹。2023年度から5年間を対象とした第4次教育振興基本計画の検討では、2022年8月時点の骨子案に、同年6月に成立したこども基本法など子どもの権利に関する言及はなかった。最終的には盛り込まれたものの、学校教育全般を基本法に照らして見直す方向は示されていない¹⁰。こうした状況に対して、

⁷ 一般的意見第1号「第29条1項：教育の目的」

⁸ 「児童の権利に関する条約」について（通知）（1994年5月20日）

⁹ 永岡桂子文部科学大臣記者会見録（2022年9月16日）

¹⁰ 「こども基本法及びこども家庭庁設置法が成立し、子供の権利利益の擁護及び意見表明などについて規定されたことを踏まえた対応が必要」、「こども大綱に基づくこども施策と相互に連携を図りながら取り組む必要」といった

以下、こども基本法に照らして検討を急ぐべき学校教育分野の問題として、①ストレスの多い学校環境、②障害児が通常の学校・学級から分離される動き、③学校統廃合の子どもへの悪影響、について見ていきたい。

① ストレスの多い学校環境

文部科学省からは 2006 年に「児童生徒の規範意識の醸成に向けた生徒指導の充実について（通知）」、2007 年に「問題行動を起こす児童生徒に対する指導について（通知）」が出され、暴力行為、いじめ、不登校の増加に対して、**規範意識の醸成に重点**が置かれた。米国で実践されている「**ゼロトレランス**¹¹方式」にも取り入れられている「段階的指導」等の方法を参考とするなどして、体系的で一貫した指導方法の確立に努めることを求め、「毅然とした指導」「学校だけで抱え込むことなく、直ちに警察に通報」「出席停止制度の措置を採ることをためらわずに検討」など、子どもにやさしい、子どもの尊厳が尊重された学校から遠ざかるような動きがあった。実際に、規範意識の徹底が進むなか、別室指導として隔離・拘束され、漢字の書き取りなどの学習が課される、十分に理由を聞かれることなく逮捕されるなど、明らかな権利侵害の事例が報告されている（小野〔2017〕）。2023 年度からの第 4 次教育振興基本計画でも、学校のみでは対応しきれない場合には直ちに警察に相談・通報を行うこととされている。

2007 年からは全国学力・学習状況調査が開始され、学力調査結果をふまえた改善策の一つとして、「△△小学校**スタンダード**」などと呼ばれる決まりが学校現場に広がり、学校によっては一般的な社会常識に照らし合わせて過度に厳しいルールが導入されていった。たとえば、ある小学校のスタンダードには、あいさつは「背筋を伸ばして先生に注目」、座り方は「足の裏を床に付けて」、挙手は「背筋を伸ばして、腕を伸ばして」、ノートは「線を引く際は定規を使用」など、学校生活における子どもの行動が統制されるような動きがうかがえる。

文部科学省は**道徳教育**の充実を図る観点から、2002 年度より「**心のノート**」を全国の小中学校に配布し、従来の「道徳の時間」は、2018 年度から小学校で、2019 年度から中学校で「**特別の教科 道徳（道徳科）**」となり、検定教科書も作成され、系統的な指導や評価が行われるようになった。2010 年には文部科学省が全国の公立小中高校に「**生徒指導提要**」を配布し、校則は教育的意義を有しており、**校則を制定する権限は校長**にあるとされるなど、規則・規範重視の方針が周知された。

こども基本法成立に伴い、2022 年 12 月には生徒指導提要が改訂され、校則について「児童生徒から意見を聴取した上で定めていくことが望ましい」との考えが示されたが、聴取は義務ではない。2023 年 7 月に文部科学省は、不登校対策の一環として、学校を「**みんなが安心して学べる**」場所にするために、学校の風土（児童生徒の授業への満足度や教職員への信頼感、学校生活への安心感等）の把握ツールに関する情報提供を行っているが、**学校風土調査**の全国的な実施率は集計・公表されていない。

日本政府は国連の子どもの権利委員会から、過度に競争的なシステムを含むストレスの多い学校環境を改善するように、何度も勧告を受けている。ゼロトレランスやスタンダード、道徳の教科化などの動きは、**子どもの多様性が尊重されず、自由な発想や工夫の制限にもつながりかねない**。子どもを委縮させ、不登校や自殺の一因になりかねず、子どもにやさしい教育への転換が急務である。そ

抽象的な記述にとどまり、具体的な言及は「目標 2 豊かな心の育成」において、豊かな情操や道徳心を培うという目標の下で、「子供の権利等の理解促進や人権教育の推進、子供が安心して学べる環境の整備などに取り組む」となっている。

¹¹ 不寛容、無寛容、非寛容などと訳され、例外を認めず、厳格に罰する方針や考え方。

のために何をすべきか、一例として以下ニュージーランドの状況を紹介したい。

- ・学校の状況が「見える化」されている。すべての学校は定期的に国の評価機関（ERO（Education Review Office））による評価を受け、**学校ごとの評価レポートがオンラインで公表**されている。これにより、生徒や保護者が学校の運営について提案や質問がしやすい。評価機関は、全国の学校の評価を通じて、**現場の課題や優れた取り組みの事例などを収集・分析**し、学校に対する効果的なアドバイスの提供に役立てている。
- ・**学校運営に生徒や保護者が参画する仕組み**が国の制度として整えられている。各学校は学校理事会（School Board）によって運営されており、標準的な構成員は、校長、保護者代表 5 名、教職員代表 1 名、生徒代表 1 名（9 年生（日本の中学 2 年生に相当）以上の生徒がいる学校）である。保護者、教職員の代表は 3 年ごと、生徒代表は毎年 9 月に選挙によって選ばれ、全国学校理事会協会¹²が教育省と連携して、各学校の選挙や理事会の運営をサポートしている。選挙は 2020 年教育訓練法に基づいており、2022 年教育（理事会選挙）規則によりオンラインで実施できるようになっている。
- ・校則や学校の指導が適切なものであるか否かを**判断する基準が、国の人権機関から示されている**。保護者からの相談が多く寄せられることから、学校における生徒や保護者の権利、校則、服装ルール、いじめ、持ち物検査、プライバシーなど、法的な視点から解説された保護者向けのガイドブック¹³が発行されている。人権機関からは制服に関する考え方¹⁴なども示されており、生徒や保護者が声を上げやすい。
- ・学校における**過度の競争やドロップアウトを防ぐ制度**がある。高校入試がなく、近くの高校で多様な科目から選択して各人が自分の時間割をつくって学ぶ制度となっており、大学等への進学も、高校での取得単位が記載された成績証明書により許可される。単位の取得が期待される水準に達していなくても、3 年間で卒業することができる。そのほか、ドロップアウトを防ぐ制度として、生徒が妊娠・出産した場合に学業と育児の両立をサポートする施設（Teen Parent Unit）が全国に 25 か所整備されている¹⁵。

②障害児が通常の学校・学級から分離される動き

近年、子どもの数が減るなかで、障害のある子どものみを対象とする**特別支援学校や特別支援学級に通う子どもが過去最多を更新し続けている**。過去 20 年間に、義務教育段階で特別支援学校に就学している児童生徒数は 1.6 倍、特別支援学級在籍者は 4.3 倍となっている。通信制高校の在学者数も 10 年で 1.7 倍に増加、**高校生の約 10 人に 1 人が通信制に通う状況**となっている。通信制では不登校やいじめの経験、精神的な疾患などにより対人関係に困難を抱えているケースや、学習の遅れや障害に合わせた支援が必要なケースが多いとされる。

子どもの権利条約や障害者権利条約においては、障害のある子どもについて、必要な支援を受け、通常の学校・学級で学ぶ**インクルーシブ教育が原則**として期待されている。2022 年 9 月に日本政府は、**国連の障害者権利委員会の初の審査**を受け、医療に基づく評価を通じて、障害のある児童への分離された特別教育が永続していること、障害のある生徒に対する合理的配慮の提供が不十分であるこ

¹² NZSBA（New Zealand School Boards Association）が選挙に関する様々な情報提供を行っている（<https://www.schoolboardelections.org.nz/>）。

¹³ Schools and the Right to Discipline: A Guide for Parents and Caregivers（2011 年改訂版は子どもコミッショナー事務所による）

¹⁴ New Zealand Human Rights Commission, School uniform guidelines, 2022

¹⁵ 高校教育の在り方については、池本〔2025〕を参照されたい。

となどへの懸念が勧告された。前述の学校における規範意識徹底の動きは、障害のある子どもが通常の学校・学級に通うことを一層困難にしており、保護者が特別支援学校・学級を選択せざるを得ない状況がある。

分離された教育は、子どもの最善の利益とはなっていない。たとえば、病気で医療的ケアが必要になったために生徒一人だけの特別支援学級に分けられ、他の生徒との交流が大きく制限されたケース、普通学級から特別支援学校に移ったことで、聴く言葉の数が減り、気を付けて話す必要もなくなったことで、言語能力が低下したケース、遠くの特別支援学校への転校で、地域に友達がなくなるケースなどがある。

2024 年 12 月に発表された「障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた行動計画」においても、「特別支援学校と小中高等学校のいずれかを一体的に運営するインクルーシブな学校運営モデルの構築に取り組む」、「交流及び共同学習」を各学校で推進する」とあり、障害の有無で学校を分ける「分離教育」をやめる方向は示されていない。次期学習指導要領の在り方を議論している文部科学省の教育課程企画特別部会が同年 9 月に発表した論点整理でも、**分離教育を前提に「交流および共同学習を発展させるための方策が必要」**とある。

再度ニュージーランドの動向を参照すると、1989 年の教育法で障害のある子どもに通常の初等中等教育学校に通う権利が保障されたものの、2009 年に国内人権機関や知的障害者団体から分離の実態について問題提起があり、2014 年にようやく分離がほぼ解消された。現在は保育施設も障害を理由に入園を拒否することは認められず、教育省の学習支援チームが、入園に必要な改修、スタッフの雇用、支援技術の提供などを行うことになっている¹⁶。

日本国内でも大阪府豊中市は、ニュージーランドより前から分離教育の解消を図っている。障害のある子どもだけを集める学校や学級は、地域の子どものとの関係が築けず、差別や孤立につながるとして、1978 年に障害児教育基本方針が策定され、校区の学校への通学保障が掲げられた。さらに「**ともに学ぶ**」ことを求める原学級保障運動が起こり、今では障害のある子どもが当たり前と同じクラスで学ぶようになっている。

③学校統廃合の子どもへの悪影響

人口減少に伴い、学校数が減り続けている。文部科学省は学校規模の標準を、小中学校ともに 12 学級以上 18 学級以下と定めているため、学級数が維持できなくなると、廃校になる可能性から入学者数がさらに減少し、統廃合が進む。2025 年 3 月に文部科学省が発行したパンフレット「公立小中学校の統廃合をお考えの皆さまへ」では、「**学校は一定の規模を確保することが重要**」だとして、たとえば小学校が 6 学級、クラス替えができない規模の場合、「学校統合等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討することが必要」とある。そして、「地理的条件により統合困難な事情がある場合には、小規模校のメリットを最大限生かす方策や、小規模校のデメリットの解消策や緩和策を積極的に検討・実施する必要がある」と続く。12～18 学級に近づけることが重要視されているが、この学級数が子どもの教育上ふさわしいという学問的・科学的見地からの根拠はなく、「多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨する」ためだとする。

実際子どもにとっては、統廃合により自宅から遠く離れた学校に通う必要が生じ、**登下校の体力的な負担、遊びや部活動の時間的制約など、悪影響**が生じている。馴染みのない地域の学校に転校を余儀なくされ、人間関係などの悩みで**不登校に至るケース**も少なくないとされる。大規模校の居心地

¹⁶ 池本〔2022〕も参照されたい。

が悪く、小規模校に転校したところ、その学校が廃校になり、再び大規模校への転校となり、学校に通うことが難しくなる子どももいる。子どもの最善の利益の観点から、統廃合の在り方を議論する必要がある。

かつて WHO（世界保健機構）からは、大規模校は規則や規制が必要になり、非人間的な関係になりがちだとして、**教育機関は生徒数が 100 人を上回らないような小さな規模であるべき**との考え方が紹介されていた（セール [1987]、p.432-433）。小規模校では教師と生徒、生徒同士の関係が親密で安定したものになり、意見が聴かれ、いじめなどの問題に早期に対応できるなど、子どもにとって様々なメリットがある。1988 年の国立教育研究所（当時）のへき地校の実態調査でも、そのメリットとして、**不登校が少ないこと、授業中の質問や発表の機会や、役割を果たす機会が多く、自主的・協力的な態度の育成が容易であること、児童一人一人に対するきめの細かい指導が容易であること**などが確認されている（山本 [2019]、p.152）。

こうした小規模校のメリットを生かし、廃校にせず教育内容の魅力を高めたり、短期で他の自治体から子どもを受け入れたりすることで、移住者を増やす効果をねらう取り組みが出てきている。たとえば広島県福山市は、学校再編で閉校となる公立小学校を、異年齢集団での活動の特徴とするイエナプランの学校に 2022 年度から変えたところ、市外からも入学があった。徳島県では、学校生活を 2 週間体験できる「デュアルスクール」という取り組みを 2016 年から行っている。国の区域外就学の手続きを活用すれば、移住の検討や準備、二地域居住の際、転校せずに就学指定校と他市町村の学校との間を行き来できる。同様の取り組みは、長野県塩尻市や松本市などにも広がっている。海や山などの自然にも恵まれた、きめ細かな指導が期待できる小規模校に、学校に行きづらい子どもをつなげれば、子ども自身の回復とともに、人口減少に悩む地方の活性化にもつながる可能性がある。

学校統廃合や不登校対策は文部科学省、移住や二地域居住は総務省や国土交通省の所管だが、これらの動きを子どもの最善の利益を軸に、こども家庭庁が司令塔機能を発揮して調整することが期待される。財政的な理由で学校統廃合が正当化される傾向に対し、それが子どもやその地域に及ぼす影響を十分に考慮し、小規模校を残す方向が検討されるべきである。

（２）子どもの声が聴かれる制度・環境づくり

課題の 2 つ目は、子どもの声を聴くための制度・環境づくりである。前述の通り、こども家庭庁発足後、こども大綱に対する子どもの意見聴取をはじめ、様々なテーマで子どもの意見を募集する取り組みが開始されたことは高く評価できるが、**声を上げにくい子どもの意見が聴かれず、声を上げても政策に反映されずに無力感を感じるような状況がある**。また、制度・政策に対する意見は聴かれるようになってきたものの、**日常的な生活の場面で子どもの声が十分に聴かれていない**といった問題が残されている。今後は、①子どもの声が聴かれる制度づくりと、②日常的に子どもの声が聴かれる環境づくりを急ぐべきである。

①子どもの声が聴かれる制度づくり／子どもコミッショナーと学校運営への生徒参加

子どもの声を聴くために多くの国で整備されている制度で、日本にはないのが、子どもコミッショナーと学校運営への生徒参加である。まず、子どもコミッショナーとは、政府から独立した立場で子どもの権利侵害が起きていないか監視し、必要な改善を政府に提言する、子どもに特化した人権機関である。声を上げにくい子どもに会って話を聞いたり、特定のテーマで調査を実施したり、権利侵害に関する相談を受け付けたりして実態を把握したうえで、政府や一般市民に子どもの状況

改善に向けた情報を発信する。国連の子どもの権利委員会は日本政府に対して、設置するよう勧告している。

こども大綱策定時に、大綱に明記すべきという意見があったものの、権利侵害の救済は地方公共団体が取り組むべき、政策提言機能はこども家庭審議会があるため不要、子どもの権利委員会の勧告に法的拘束力はない、として記載が見送られた。このように政府が子どもの権利実現に向けた取り組みに消極的であるからこそ、子どもコミッショナーの設置が待たれている。具体的な活動内容や設置の必要性については別稿（池本〔2024a〕）で論じたが、依然として有識者からも設置を求める声が上がっている¹⁷。

2024 年度「こども若者★いけんぷらす」事業で、学校の授業や教科書について意見を募集したところ、子どもから多くの不満の声が寄せられた¹⁸。授業に対しては、板書をただただ写す授業、ノートの取り方まで制限されて窮屈、簡単な問題に無駄な時間をかけて教えられた、ずっと練習問題でとてもつかれたといった声があり、教科書については、どの教科書も重いにも関わらず学校ではいわゆる“置き勉”はダメだと言われている、ポイントがまとまっていない、自分たちで考える余白がないなどの声があった。実際、小学校 4 教科の教科書ページ数は 50 年前の約 3 倍と多く、文部科学省も教科書の重点化・内容の精選の必要性は認識している¹⁹が、改善される見通しが持ちにくい。子どもコミッショナーが設置されれば、政府が改善に消極的な対応をとることが難しくなる。

政府は、自治体レベルでの権利救済機関の設置を期待しているようだが、2024 年の調査で回答があった自治体のうち、設置済みは 7%、検討中もしくは検討開始予定が 8%で、検討予定なしが 85%を占めている²⁰。予算や人員配置の余裕がないなか、設置が進むとは考えにくく、国レベルでの設置が検討されるべきである。

次に、学校運営における生徒参加の保障を急ぐべきである。前述の教科書の問題は、検定を行っている文部科学省が対応すべきだが、授業や校則などは各学校で子どもの意見をふまえて見直すことが可能である。前述の通りニュージーランドでは、生徒代表が学校理事会に参加して、学校運営に生徒の意見を反映する制度が国の法律で規定されており、同様の生徒参加の制度は他の国でも多く見られる（荒井ほか〔2023〕）。

日本でも、生徒・保護者・教職員で学校運営について話し合う三者協議会を 1997 年に設置した長野県辰野高校など、生徒参加の制度を持つ学校があるものの、ごく一部に限られている²¹。2017 年の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、教育委員会に対し、所管する学校ごとに、保護者や地域住民が学校運営に意見を言うことができる「学校運営協議会」を設置することが努力義務となったが、そこに生徒代表は含まれていない。学校運営協議会に生徒の参加を保障し設置を義務化するなど、学校運営に関する子どもの意見が聴かれる制度づくりが求められる。

②日常的に子どもの声が聴かれる環境づくり／働き方と配置基準

子どもの権利条約第 12 条では、子どもには、自分に関係のあることについて自由に自分の意見

¹⁷ 令和 6 年度こども家庭庁委託事業「こども・若者権利影響評価及び相談救済機関にかかる調査研究 報告書」

¹⁸ こども若者★いけんぷらすいけんひろば みなさんが願う人生や社会にするために、学校でどんな学びが大切ですか？ 報告資料

¹⁹ 中央教育審議会教育課程企画特別部会「論点整理」2025 年 9 月 25 日

²⁰ 注 17 に同じ。

²¹ 国内外の生徒参加の状況については、日本総研主催シンポジウム「条約批准 30 年の日本の子どもの権利状況～学校と企業の先進事例から考える～」(2025 年 2 月 13 日)における宮下与兵衛氏の講演資料 (<https://www.jri.co.jp/MediaLibrary/file/report/other/pdf/15873.pdf>) による。

を表す権利があり、その意見は、子どもの発達に応じて、十分考慮されなければならないとしている。子どもの意見は、子どもコミッショナーや学校の三者協議会などの公的な場だけでなく、日常生活のあらゆる場面において聴かれる必要がある。この点について、2025年5月に公表されたユニセフ（国連児童基金）の報告書²²によれば、親や家族が「あなたと話すためだけに時間をとる」ことが、少なくとも週に1～2回あると答えた15歳の子どもの割合が、最も高いアイルランドの91%に対し、日本は53%と最下位であった。睡眠時間の国際比較調査で、日本は男女とも最も短くなっており²³、保護者に子どもの話をゆっくり聴く時間的・精神的余裕がないことが推察される。

この背景には、1985年の男女雇用機会均等法成立以降、女性の就労促進のために保育時間の長時間化が進められてきたことがある。8時間程度とされていた保育所の標準の保育時間は、2015年度からは11時間となった。小学生が利用する放課後児童クラブも、閉所時刻延長が進められてきた。これにより保護者の仕事時間が増え、子どもと過ごす時間は短くなりがちである。

一方、海外の多くの国では、仕事時間に一定の歯止めをかけ、子どもの声を聴く大人の側の余裕確保が重要視されている。たとえば、子どものいる人に限らず、働く時間や場所、日数について希望を出すことができる柔軟な働き方（flexible working）が普及している。そのほか、保育時間を制限することにより、保護者の仕事時間に歯止めをかける動きがある。オーストラリアでは、放課後児童クラブの認可要件に、18時までに閉所することが含まれている（臼田〔2016〕、p.137）。フランスでは、保育所が年に4週間一斉休園し、親もそれにあわせて長期休暇を取るのが一般的だという（高崎〔2023〕）。保育時間に歯止めをかけるのは、親子時間確保に加え、保育者が長時間労働で休暇も十分に取得できない状況では、精神的・体力的な余裕のなさから、子どもにとって良い保育にならないという考え方がある。保護者に時間的な余裕ができると、保育への参画が進み、保育者と保護者の協力関係、保護者同士の支えあいなどを通じて、子どものさらなる環境改善が期待できる。

保育者の労働時間に関する国際比較調査によれば、日本は調査国中で最も長くなっている²⁴。さらに日本は、保育者一人がみる子どもの数が海外と比べて多い。ヨーロッパは3歳以上10人を目標としているが、日本はようやく3歳児が15人、4・5歳児が25人になったところで、保育者が子ども一人一人に関わる余裕が十分とはいえない。子どもから見ると、家でも保育所でも大人に余裕がなく、ゆっくり話を聴いてもらえない状況といえ、海外のような思い切った働き方の見直し、配置基準の改善が必要である。

（3）財源の効果的な使い方

課題の3つ目は、限られた財源の効果的な使い方の検討である。子どものために多くの予算を使うことが、こども家庭庁の仕事の成果のように見る向きもあるが、かける必要のないところに予算が使われたり、予算をつけることで大きな効果が期待できるところに予算が使われていないなど、財源が有効に使われていないケースが散見される。特に以下の4点について、検討を急ぐべきである。

①保育制度の一元化

小学校就学前の子どもが通う施設は、文部科学省所管の幼稚園と、こども家庭庁所管の保育所・認定こども園に分かれ、所管省庁、指針、根拠法、統計などが2つもしくは3つに分かれている。さらに、

²² Child Well-Being in an Unpredictable World, Innocenti Report Card 19

²³ 内閣府「男女共同参画白書 令和5年版」コラム1（図5）

²⁴ 国立教育政策研究所「OECD 国際幼児教育・保育従事者調査 2018 報告書 第2巻一働く魅力と専門性の向上に向けてー結果のポイント」(https://www.nier.go.jp/youji_kyouiku_kenkyuu_center/pdf/oecd2018_points-02.pdf)

認定こども園には、幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型の4類型があり、幼稚園には私立学校として都道府県から補助を受ける私学助成園と、国が定める公定価格に基づいて給付を受ける施設型給付園があり、事業主拠出金を財源とする企業主導型保育は2022年度から新規募集・定員増を停止しているなど、**保育制度は非常に複雑化**している。施設類型によって補助額が異なるため、**自治体や施設経営者の事務負担も重く**、施設経営者がより多く補助を得るために、施設類型を変更するケースまである。

海外でも多くの国で、乳幼児の施設は福祉系と教育系の二つの制度に分かれていたが、親の就労の状況等にかかわらず、**全ての子どもに等しく質の高い保育を保障する観点、および行政事務合理化の要請から、所管省庁等が一元化**されてきた。たとえば、ニュージーランドでは、すでに80年代に、多様な施設類型は残しつつも、所管省庁や根拠法、指針を一本化し、施設類型に関わらず補助金の公平性を確保するなどの大規模な改革が行われた。その後、イギリスや北欧諸国などでも保育制度が一元化されている。

今般、専業主婦（夫）家庭の3歳未満児にも保育所の利用を認める「こども誰でも通園制度」がスタートするが、これにより、保育所も幼稚園同様、親の就労要件がなくなるため、**保育所と幼稚園の制度を分けておく理由がなくなる**。文部科学省が所管する**幼稚園の数は、2015年から2025年の10年間に30%の減少、在園児数は51%の減少**で、保育施設全体に占める幼稚園の割合は、施設数が28%から18%に、在園者数が37%から21%に低下している。こうした変化もふまえ、**所管省庁の一元化、根拠法の一本化、3要領・指針の一本化、補助制度の一本化を早急に検討すべき**である。

文部科学省の「今後の幼児教育の教育課程、指導、評価等の在り方に関する有識者検討会最終報告」（2024年10月）でも、中間整理に対する関係団体のヒアリングで、「幼稚園、保育所、認定こども園の**教育・保育機能の区別がなくなりつつある**のではないかという意見や、3要領・指針をはじめ、**国の制度の一元化を検討すべきではないか**などの意見」があり、この点について「全ての幼児に質の高い幼児教育を保障するという観点から、我が国の幼児教育の在り方について検討されることを期待したい」としている。

補助制度の一本化にあたっては、目下、人口減少地域において、保育施設の維持や保育士の確保が困難になっており、**人口減少地域に手厚く補助**することも検討すべきである。義務教育である学校については、1954年に制定された「へき地教育振興法」に基づき、教員に対してへき地手当が支給されているが、保育者にはそうした手当はない。ニュージーランドでは、全ての子どもに等しく質の高い保育を提供するために、保育士の確保などが困難な孤立した地域にある施設や、園児が少ない施設に対して、追加の補助がある²⁵。

②効果的な政策立案のための統計の充実

子どものための効果的な政策立案には、実態を把握するための統計の整備とその活用が重要であるが、前述の通り複雑な制度の下で、制度や所管省庁ごとの統計となっているなど、子ども中心の統計になっていない。国連子どもの権利委員会からも、年齢、性別、障害、地理的所在、民族的出自及び社会経済的背景ごとに細分化された**データ収集システムへの改善とその政策立案等への活用**が勧告されている。

たとえば、不登校児童生徒が急増しているが、文部科学省の統計では、男女別の人数や、障害や日本語指導の必要性の有無、社会経済的背景などは把握されていない。保育施設における重大事故

²⁵ 人口減少地域の保育については、池本〔2024b〕も参照されたい。

件数が増加しているが、地域別の件数は公開されていない。文部科学省は 2018 年に、妊娠を理由とした高校退学の実態調査²⁶を行ったが、調査は一回限りでその後の実態は把握できない。このように実態が十分に把握できない状況では、効果的な対策とならず、予算の無駄遣いにつながりかねない。限られた予算で政策の効果を高めるためには、こども家庭庁として、子どもの実態が十分に把握できるよう、統計の充実に取り組むことが期待される。

③学校施設等の空間の有効活用

予算の制約があっても、未活用の空間を使うことで、子どものための場所を増やすことができるが、縦割り行政や責任の所在のあいまいさなどから、活用が十分に進んでいない。海外では、子どものために空間を有効活用する動きが多くみられる。北欧では、**公共図書館**で飲食、会話、コンピューターゲームが可能で、司書による学習支援なども提供されており、子どもたちに人気の場所となっている(吉田[2022])。イギリスでは、**道路**を一定時間遊び場として使う取り組み(Play Streets)が広がっているほか、**校庭**を緑と遊びの場に改造し、放課後や休日にも利用できるようにする取り組みがある。親同士や親と教員の交流を促進するねらいで、保育施設や学校に親のためのスペースを設ける事例も見られる。

国内でも、**保育施設内にカフェや子ども食堂**を設置したり、**学校内にプレイパーク**を設置²⁷したりする例があるほか、**民間のスペースを子どものために活用**する動きも出てきている。たとえば広島県福山市では、高校生たちの発案で、地域の店や会議室などを提供してもらい、自習などの学生の居場所が作られている²⁸。1980 年代には文部省(当時)が、木登りの森、アスレチックコースなどの学校の屋外環境整備に補助していたこともあり、こども家庭庁としても、**未活用の公共および民間の空間を子どものために積極的に使うための方策**を検討すべきである²⁹。

④情報提供の強化

子どもの環境を改善するためには、**信頼度の高い有用な情報を効果的に届けることが極めて重要**である。現状、子ども、保護者、教員など子どもと関わる大人、子どものために役立ちたいと考える市民や企業などに、正確で有意義な情報が十分に届いていないように思われる。保護者や教員などが必要な情報にたどり着けなかったり、誤った情報につながったりして、子どもにとって望ましくない対応となったり、企業や市民が支援の必要性や方法を知らないために、寄付やボランティアなどに結び付かなかったりして、その結果より多くの行政コストが必要になる。子どもの権利について「全く知らない」「名前だけ知っている」教員が 3 割という調査結果があるが³⁰、こうした知っておくべき情報が大人に届いていない状況で、子どもの環境改善は期待しにくい。

この点、海外では情報提供が重要視されている。まず、子どもの権利についての社会全体の理解を深めるために、子どもコミッショナーが子どもの権利について、ホームページ、研修、メディアなどを通じて周知に力を入れている。そのうえで、政府がホームページで子どもの年齢別に保護者向けに様々な情報提供を行ったり、保育や教育の忙しい現場に、その時に必要な情報を整理してオンラインで届けたりしている³¹。保育施設や学校の評価機関が、評価を通じて得られた好事例など

²⁶ 公立の高等学校(全日制及び定時制)における妊娠を理由とした退学に係る実態把握結果

²⁷ 東京都昭島市立光華小学校

²⁸ 一般社団法人スタイリィ (<https://stuily.com/>)。アプリで空き状況の確認や予約ができる仕組みとなっている。

²⁹ 学校空間の活用については、池本[2023]も参照されたい。

³⁰ セーブ・ザ・チルドレン「学校生活と子どもの権利に関する教員向けアンケート調査」2022 年

³¹ ニュージーランド教育省の保護者向けホームページ (<https://www.education.govt.nz/parents-and-caregivers/>) や教員向けのニュースレター (<https://www.education.govt.nz/bulletins/>) など。

を分析して情報提供することで、保育・学校現場の改善につなげている³²。

これらの情報の信頼性を確保し、効果的に伝えるためには、国がそれ相応のコストをかけ、海外の取り組みからも積極的に学ぶ必要がある。ヨーロッパでは 1997 年に子どもコミッショナーのネットワーク組織が発足し、各国がお互いの取り組みから学び、制度の改善が重ねられてきた。ニュージーランドでは、発達障害のある子どもを持つ親に対して、国が連続講座を開発し、無料で受講できる体制が全国的に整備されているが、これは国際的に効果があるとされているプログラム (Incredible Years) を政府が取り入れ、資金提供を行うことで実現している。

こども家庭庁としても、国内外の事例収集や子ども・子育ての課題把握に力を入れ、保護者、教員など子どもと接する職業、社会貢献活動や働き方の見直しなどを通じて子どもの環境を改善できる企業、ボランティアや寄付・遺贈などで支援できる可能性がある一般市民などに向けて、行動変容を促すための効果的な情報提供の在り方を検討し、そのために十分な予算を投じるべきである。

4. おわりに

こども基本法第三条二では、基本理念として、「全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法（平成十八年法律第百二十号）の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。」（下線は筆者）とある。前述の通り、教育基本法は 2006 年の改正において、国家のための教育という側面が強調され、国連子どもの権利委員会が条約批准国に期待する「子ども中心の教育」への転換を前面に出したものではない。こども基本法案の国会審議において、教育施策はこども施策に含まれ、子どもの権利条約の 4 原則を定めた本法案の基本理念は学校教育に及ぶと確認されている³³ことをふまえば、基本法施行 5 年後の見直しにおいては、この下線部分の削除、もしくは教育基本法自体を改めて、子どもの権利条約に沿ったものに改正することを議論すべきである。

加えて、子ども中心の教育を実現していくためには、学校教育分野の所管部署を、こども家庭庁に統合することも検討されるべきである。過去にはイギリスが 2007 年 7 月に、教育を所管する省庁の学校教育にかかわる部門と、福祉を所管する省庁の子どもの福祉や家族支援にかかわる部門を統合するかたちで、子ども・学校・家庭省 (Department for Children, Schools and Families) が発足した³⁴。イギリス (イングランド) では、同省発足に先立って、2004 年に子どもコミッショナーが設置されており、子どもを中心に置いた施策展開のために、福祉分野と学校教育の担当省庁が一元化されたかたちである。日本においても、同様の省庁再編を視野に置くべきである。

本稿で論じたように子どもの最善の利益を軸に制度を見直し、子どもの幸福度を上げることは、出生率向上にも寄与する可能性がある。東京都の調査³⁵では、17 歳の 16% が「子どもを育てたいとは思わない」と回答しており、「育てたいとは思わない」人は「育てたい」人よりも幸福度が低い傾向が見られた。厳しい環境にある子どもは、結婚して子どもを育てたいという気持ちになりにくいことが推察される。子ども中心の政策が実現したころには、もはや子どもがいないということにならないように、政策改善を加速することが求められている。

³² <https://www.evidence.ero.govt.nz/>

³³ 第 208 回国会内閣委員会第 21 号 (2022 年 4 月 22 日) 鈴木隼人議員。

³⁴ 2010 年 5 月には省庁名が教育省 (Department for Education) に変更された。

³⁵ 「とうきょう こども アンケート」報告書 (令和 6 年調査) p.61

参考文献

- 荒井文昭・大津尚志・古田雄一・宮下与兵衛・柳沢良明〔2023〕.『世界に学ぶ主権者教育の最前線—生徒参加が拓く民主主義の学び』学事出版
- 池本美香〔2021〕.「子ども庁構想への期待—求められる国際水準の子ども政策への転換」日本総研『リサーチ・フォーカス』No.2021-027
- 池本美香〔2022〕.「ニュージーランドのインクルーシブ教育とわが国への示唆」日本総研『JRI レビュー』2022 Vol.6, No.101
- 池本美香〔2023〕「学校教育時間外における学校空間活用の現状と課題」日本総研『JRI レビュー』2023 Vol.7, No.110
- 池本美香〔2024a〕.「子どもコミッショナーの設置を急げ — ニュージーランドとイングランドの事例からの示唆 —」日本総研『ビューポイント』No.2024-1
- 池本美香〔2024b〕.「子ども人口減少下の保育の在り方」JRI レビュー 2024 Vol.5, No.116
- 池本美香〔2025〕.「こども基本法施行を踏まえた高校教育の課題—求められる適格者主義からの脱却」日本総研『JRI レビュー』2025 Vol.5, No.123
- 臼田明子〔2016〕.『オーストラリアの学校外保育と親のケア—保育園・学童保育・中高生の放課後施設』明石書店
- 小野方資〔2017〕.「広島県福山市におけるゼロトレランスに基づく学校教育の全体像」横湯園子・世取山洋介・鈴木大裕編著『「ゼロトレランス」で学校はどのような』花伝社
- セール, カークパトリック〔1987〕.『ヒューマンスケール—巨大国家の崩壊と再生の道』講談社
- 高崎順子〔2023〕.「休暇のマネジメント—28 連休を実現するための仕組みと働き方」KADOKAWA
- 山本由美〔2019〕.『小中一貫・学校統廃合を止める—市民が学校を待った』新日本出版社
- 吉田右子〔2022〕.「北欧の公共図書館と子どもを対象としたサービス・子育て支援」日本総研『JRI レビュー』Vol.6, No.101